

## 回想療法センター杉並 規約

- 第1条 (名称) 本団体の名称は「回想療法センター杉並」とする。
- 第2条 (所在地) この団体を次の所在地に置く。  
東京都杉並区堀ノ内1-16-38 大宮ふれあいの家内
- 第3条 (目的) 本団体は、①回想法講座の質の向上や地域に対しての回想法周知・普及②福祉専門職と地域住民・ボランティアといった立場が異なる中での新たなネットワーク構築を目的とする。
- 第4条 (活動) 本会は、目標達成のため、次の諸活動を行う。  
① 回想法講座・認知症講座の企画・実施、講師派遣  
② 他団体との情報交換・連携の推進に関する活動  
③ その他、会の目的に資する諸活動
- 第5条 (構成員) NPO法人ともしび会が主催する回想法講座受講者にて組織する。
- 第6条 (役員) この団体は次の役員を置く。  
・会長 日本回想療法講師 小林 善和  
・副会長 レミニシャン 保木本 千秋  
・事務 心療回想士 伊藤 依美
- 第9条 (事業期間) 事業の期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。
- 第10条 (運営) 本団体は諸問題が発生した場合には、随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 第11条 (財務) 活動に必要な資金については、会長が適正に管理を行い、NPO法人ともしび会の会議にて各担当者の閲覧を受けるものとする。
- 第12条 (設立年月日) 本団体の設立年月日は平成30年4月1日とする。
- 第13条 (規約) 本会則は平成30年4月1日より施行する。